

岩手県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽、奥州市前沢古城字丑沢、北上市北鬼柳から鍛冶町まで及び同市相去町平林並びに花巻市石鳥谷町中寺林
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年8月21日から同年12月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 道路台帳図作成（2級基準点測量及び3級基準点測量）